

教第66号議案

平成31年度全国学力・学習状況調査の参加と結果の公表方針について

平成31年度全国学力・学習状況調査に別紙1のとおり参加し、結果の公表方針を別紙2のとおり定める。

平成31年1月15日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

「平成31年度全国学力・学習状況調査」への参加を定める件

平成31年1月15日提出

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

「平成31年度全国学力・学習状況調査」に以下の通り参加する。

1. 平成31年度調査の概要

(1) 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

(2) 調査の名称

平成31年度全国学力・学習状況調査（改元に伴う名称変更あり）

(3) 調査の対象（予定）

小学校	164校	6年生	12,684名
	162校	義務教育学校（前期課程）	1校（港島学園）
		特別支援学校（小学部）	1校（友生支援学校）
		（※有野台小・有野東小は廃校⇒「ありの台小」（仮称））	
中学校	84校	3年生	11,463名
	81校	義務教育学校（後期課程）	1校（港島学園）
		特別支援学校（中学部）	2校（盲学校・青陽須磨支援学校）

(4) 調査事項

①児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は国語及び算数とし、中学校調査は国語及び数学・英語とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

②知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などに関わる内容

(ウ) 調査問題には、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査を実施する。

②学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査を実施する。

(5) 調査実施日等

①児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成 31 年 4 月 18 日 木曜日 とする。

(ア) 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ 45 分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(イ) 中学校調査

(ア) 教科に関する調査のうち、国語及び数学の調査時間は、それぞれ 50 分とする。

また、英語の調査時間は、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は 45 分とし、「話すこと」に関する問題は、1 学級当たり 5 分（準備や移動に要する時間を含み 15 分）程度とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

②学校に対する質問紙調査

平成 31 年 4 月中（調査実施日まで）に実施する。

(6) 中学校の英語調査「話すこと」についての《特例措置》

全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力等の把握・分析を通じて、教育施策の改善を図ることを主な目的としている。調査の趣旨・目的は、来年度調査においても変わることはないものの、英語「話すこと」調査に限った特例的な措置として、下記のとおり、取り扱うこととする。

記

1. 平成 31 年度全国学力・学習状況調査中学校英語「話すこと」調査については設置管理者が各学校の ICT 環境の整備状況を把握し、各学校の状況を十分踏まえた上で、検討し、設置管理者の判断により学校単位で「話すこと」調査を実施しないことができる。
2. 「話すこと」調査の実施状況については、調査実施後に文部科学省において確認の上、実施校の全国総数のみを公表する。
3. 平成 31 年度全国学力・学習状況調査中学校英語調査の結果については、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」の合計を集計する。また、「話すこと」調査結果については、全国の平均正答数及び平均正答率を別に集計して「参考値」として公表することとし、都道府県別、指定都市別の公表は行わない。
4. 1により「話すこと」調査を実施しなかった学校についても、「話すこと」調査を活用した授業改善が行えるよう、調査実施後すみやかに、調査問題、正答例、問題趣旨及び解答類型を公表する。

2. 神戸市の対応

「平成 31 年度全国学力・学習状況調査」に参加する。

平成31年1月15日

「平成31年度全国学力・学習状況調査」に関する結果の公表方針

「平成31年度全国学力・学習状況調査」に関して、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。」という当該調査の目的を踏まえ、神戸市における結果の公表方針について以下の通り定める。

1. 神戸市全体の結果公表について

神戸市全体の結果については、小中学校の教科区分毎の平均正答率を速報値として公表し、さらに「神戸基礎学力向上推進委員会」での分析を経て、実施年度のできるだけ早い時期に、改善方策も含めて調査結果の詳細を公表する。

2. 学校毎の結果公表について

事務局は、学校毎の平均正答数、平均正答率等の数値を公表しない。

なお、事務局から各学校に対して以下の指導をする。

- (1) 学校間の序列化や過度の学力競争につながる恐れがあるため、平均正答数、平均正答率等の数値は公表しないこと。
- (2) 保護者への説明責任を果たすため、文部科学省の公表から1か月程度を目途に、学力・学習意識・生活実態に関して、①これまでの取組による成果、②特に課題のある部分及び改善方策、について文章表記する形で公表すること。
- (3) 調査結果については、本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを十分に踏まえること。

3. 調査結果の取扱いに関する配慮事項

(平成30年12月14日 文部科学省「平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」より抜粋)

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の様子の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが 個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて 事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容及び別に定めるガイドラインに基づき公表された内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に8.（5）ア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。